

感推第842号
教総第659号
私青第637号
子支第588号
令和3年12月21日

岐阜県医師会長 様

岐阜県健康福祉部長
岐阜県教育長
岐阜県環境生活部長
岐阜県子ども・女性局長

学校等における検体採取等への協力について（依頼）

日頃より新型コロナウイルス感染症に係る医療体制の構築に格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

御存知のとおり、本県では、8月17日以降、連日300人規模の新型コロナウイルス新規感染者が確認され、同月25日には緊急事態措置区域に指定されるなど、大変厳しい状況が継続しました。

これまで本県では、学校等で陽性者が確認された場合には、保健所が検体採取を行い、学級単位・部活単位のように幅広く接触者を検査するなど迅速かつ広範な調査による感染者早期発見に向けた積極的な取組みを行うことで、感染拡大防止を図ってまいりました。

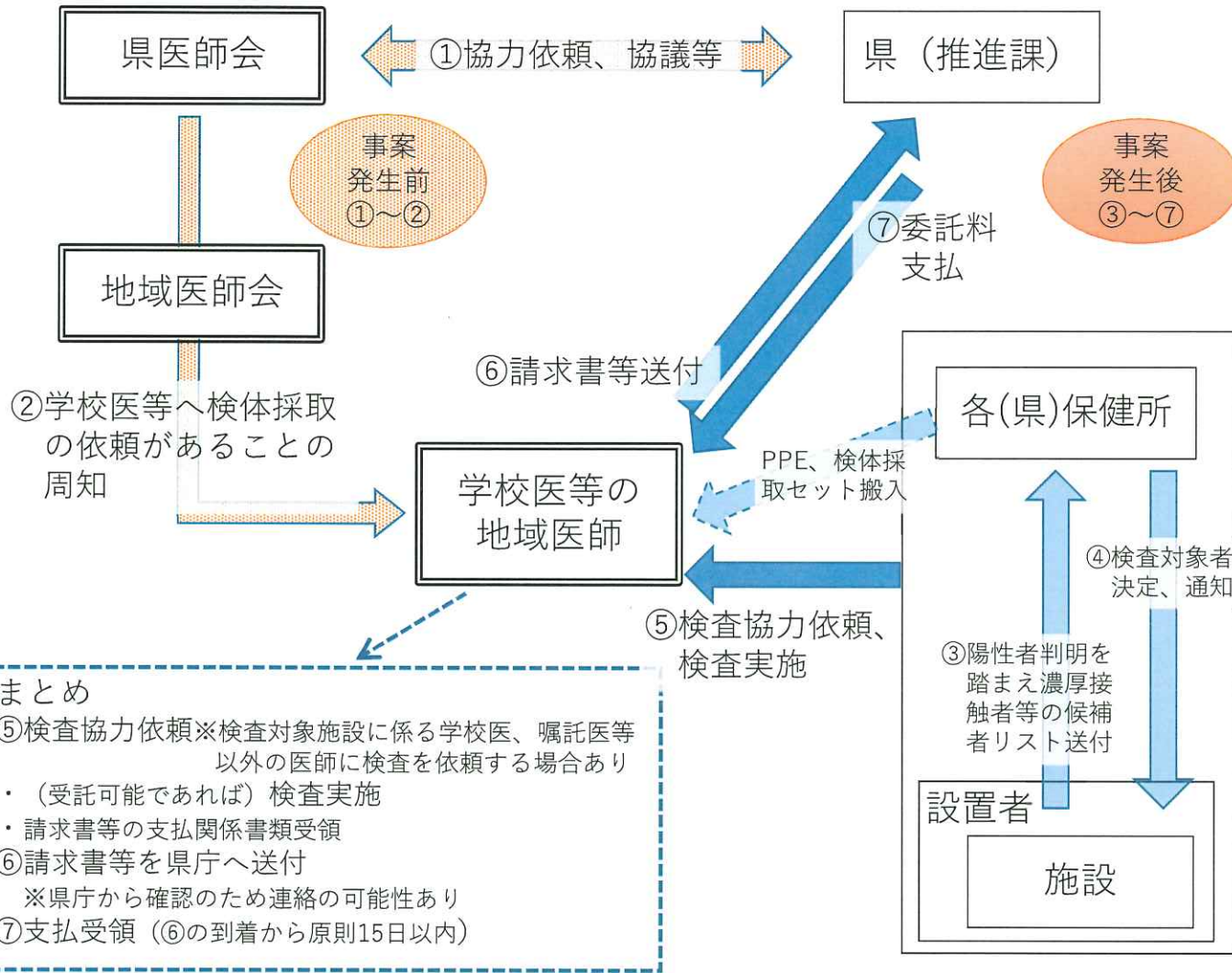
しかしながら、第5波では10代以下の感染割合が非常に高くなっており、今後、児童生徒の陽性者が更に増加した場合に備え、取組み体制の不断の見直しを行わなければならないという危機感を持っております。

つきましては、これ以上の感染拡大を防止するためにも、貴医師会の管轄地域に所在する学校等で陽性者が確認された場合における検体採取等に関し、保健所による検体採取が困難となり、緊急に実施する必要がある場合には、貴医師会員である学校医その他の近隣の医師の皆様に検体採取の業務を委託させていただけるよう、御高配賜りたく存じます。

御多用のことと存じますが、どうか御協力いただきますようお願い申し上げます。

岐阜県健康福祉部感染症対策推進課			
管理監	橋本	担当	石橋、牛丸
TEL	058-272-1111 内線 4740、4741		
FAX	058-278-2624		
E-mail	c11237@pref.gifu.lg.jp		

学校等その他の施設における行政検査（集団検査）の協力依頼について



委託料の考え方

- (1) 1学級程度（概ね40検体）を想定
 - ・業務費：20,000円×2時間=40,000円
 - ・危険手当：4,000円/日
 - ・旅費相当額：555円/往復1回

計44,555円
- (2) 2時間（概ね40検体）を超える場合
 - ・(1)の額に20,000円/時間を加算

※看護師等

- （保健所の看護師等が従事不可の場合）
 - ・業務費：5,000円/時間

※上記の金額から、原則、所得税源泉徴収後の額を支払（法人設置の医療機関へ支払う場合は、上記の金額に消費税(10%)を加算）

委託を予定する学校等

- 認可保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校

その他委託の可能性がある施設

- 医療施設、高齢者施設、障害者支援施設、一般の事業所
- ※検体採取を保健所など別の場所で行う場合あり